

本学会の公益社団法人移行についてのお知らせ

本学会は、長く社団法人として活動をしてまいりました。しかし政府の公益法人制度改革により、本学会を含むすべての社団法人は、平成20年12月をもって、一旦特例民法法人となり、平成25年度末までに「一般社団法人」か「公益社団法人」のどちらかを選択して申請しなければ解散するということになりました。現在、本学会だけではなくすべての学会がこの問題に直面しており、盛んに議論が行われています。

本学会が公益社団法人を選択するメリットは、①学会の社会的なステータスが上がること、②学会を運営する透明性や公正性が上がること、③税制上の優遇措置が与えられることです。これに対して公益社団法人は社会的な責任が大きくなり、予算や組織上の制約が大きくなるため、学会活動に支障が出るのではないかと、というデメリットが予想されます。

本学会では、平成20年度臨時総会（平成21年2月23日）において「公益法人改革に対応し、規定類の整備を進め、新公益法人取得を目指し活動を始める」という決定を行い、平成21年度から公益法人化等問題検討委員会を立ち上げました。延べ11回の委員会と理事会において「一般社団法人」と「公益社団法人」のどちらが良いかの比較検討を行い、他学会の動向も見ながら本学会の目指す方向性について議論をしてまいりました。平成22年秋季研究発表会においては、全体会場で新定款の方向性を説明させていただき、会員の皆様からご質問やご意見を受けさせていただきました。また支部長会議や研究部会主査会議などでも議論してまいりました。

議論の結果、本学会は現在の活動をほとんど変えることなく、公益社団法人となれるであろうという結論に至りました。そのうえで、社会に貢献し、社会的信用のある学会を目指すために公益社団法人を目指すことになりました。平成23年1月の理事会において、公益社団法人を目指すことを決定し、本学会は公益社団法人の申請に向けての具体的な作業に入ることになりました。

予定通り進めば、4月の通常総会で新しい学会の定款を決定し、5月に内閣府へ公益社団法人を申請、秋頃に新定款のルールに沿った代議員の選出を行い、平成24年3月に認可を受けて、「公益社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会」へ移行する予定であります。

昨今、会員の減少なども続き本学会にとっては厳しい情勢が続いておりますが、公益社団法人化が、本学会にとって飛躍する機会となればと思っております。

会員の皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

なお4月の通常総会で改訂予定の新しい定款の内容と案については、ホームページやメルマガなどでお知らせする予定です。

庶務理事 渡辺隆裕